

## **II 安全・安心な地域づくり**

## 4 消防救急無線の整備に対する支援措置の継続

提案先省庁	総務省
-------	-----

### 提案事項

電波法第26条に基づく告示（周波数割当計画）により、平成28年5月31日が期限とされている消防救急無線のデジタル化整備事業を推進するため、平成25年度限りの措置として創設された緊急防災・減災事業と同程度の地方財政支援措置を平成27年度まで継続すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 消防救急無線については、電波法第26条の規定に基づく告示（周波数割当計画）により、平成28年5月31日までに現在のアナログ方式の無線設備をデジタル方式に移行する必要がある。
- 都道府県においては、デジタル化に伴う広域化・共同化等に係る全体計画を策定し、消防本部においては、デジタル化整備事業の実施・準備が進められているが、岡山県内では、14消防のうち7消防が、平成26年度以降も整備事業を予定している。

#### 課題

- 現在、消防救急無線のデジタル化にかかる整備については、全国共通の詳細な仕様の提示や、これまでの一定の財政措置に加え、平成25年度に緊急防災・減災事業が創設されたところである。しかし、この地方債制度は、地方公務員給与費の特例措置に対応する平成25年度限りの措置であり、デジタル化整備には莫大な費用を要することから、今後もこの制度と同程度の地方財政支援措置の継続が必要である。

#### 【参考】

(平成25年度創設)

#### ○ 緊急防災・減災事業

充当率：100%、交付税算入率：70%（交付税措置率：70%）

※ 平成23年度第3次補正で創設された緊急防災・減災事業と同等の財政措置

(従前の財政支援措置)

#### ○ 財政措置

##### ・ 防災対策事業（防災基盤整備事業）（デジタル化関連事業等）

充当率：90%、交付税算入率：50%（交付税措置率：45%）

※ 消防救急デジタル無線で原則都道府県域を一ブロックとして整備するもの

#### ○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金（補助率：基準額の2分の1以内）

## 5 電源三法交付金の交付延長

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

### 提案主題

(独) 日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における現在の研究終了後も地元住民や県民の安全確保等のためには、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、同交付金の期間を延長すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成12年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体に向けた事業や滞留ウランの回収に関する研究が行われている。
- 同施設の現在の研究の終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に防災対策、広報・調査及び地域振興を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。

#### 課題

- (独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの解体・撤去が終了するまでには少なくとも10年以上を要し、その間は劣化ウランのほか大量の処理できない放射性廃棄物の現地保管が続くことになる。

### 【参考】

#### ○ 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	68.1
濃縮ウラン	30.9
劣化ウラン	2,597.1

(平成24年12月末現在)

#### ○ 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	17千本
放射性廃棄物	169千本
計	186千本

(ドラム缶換算)

## 6 国営造成施設の安全性の確保

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

### 提案事項

県内に存する国営造成施設について、大規模地震が発生した場合の地震・津波への安全対策に万全を期すよう、引き続き検討すること。

#### (提案の理由)

##### 現状

- 現在の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設されており、レベル1（耐用年数中に一度は受ける可能性が高い地震）に対する耐震性を有していることが確認されているが、南海トラフ巨大地震が発生した場合には想定を超えた大規模な被害が発生するおそれがある。

##### 課題

- 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確保し、農地、住宅、学校、公共施設など、多くの生命や財産への被害防止・軽減を図る必要がある。

#### 【参考】

- 県内に存する主な国営造成施設

施設名	管理者	所在地	規模
児島湾締切堤防	県	岡山市南区福島～郡	堤長 1,558m
新田原井堰	県	和気郡和気町天瀬～田原上	堰長 220m
笠岡湾干拓堤防	県	笠岡市平成町～拓海町他	堤長 4,666m
小阪部川ダム	土地改良区	新見市熊谷～唐松	堤長 145m 堤高 67.2m
西原ダム	土地改良区	勝田郡奈義町西原	堤長 192m 堤高 46.1m

## 7 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

### 提案事項

直轄管理区間の河川整備計画を早期に策定するとともに、浸水被害を防止するため、河川改修を推進すること。

また、治水事業、高潮・津波対策事業を推進するため、十分な予算を確保すること。

- (1) 吉井川水系河川整備計画の早期策定
- (2) 直轄管理区間の改修推進
  - ・高梁川水系小田川付替事業の早期着手
  - ・旭川放水路（百間川）改修事業等の推進
- (3) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の増額

### （提案の理由）

#### 現状

- 直轄管理区間においては、吉井川の河川整備計画は未策定である。
- 県管理河川のうち整備が必要な延長は1,831kmであるが、改修済みの延長は暫定的なものを含めても684kmに過ぎず、近年でも平成10年、16年、21年、23年に甚大な浸水被害を被った。特に平成23年台風第12号では、県内の各地で観測史上最大の24時間雨量を観測し、県南部を中心に大規模な浸水被害が発生した。
- 平成16年の台風による浸水被害を踏まえて改訂した「岡山沿岸海岸保全基本計画」に基づき高潮対策を進めているところであるが、南海トラフ巨大地震の津波に対応した計画にはなっていない。

#### 課題

- 早期に吉井川の河川整備計画を策定するとともに、高梁川水系小田川付替事業の早期着手をはじめ、旭川放水路（百間川）事業等の改修を早急に進める必要がある。
- 治水関係事業予算の不足などから、県管理河川の改修は遅れており、台風等によりひとたび被害が発生すると、大規模な被害状況となることから、ハード整備の着実な推進により、治水安全度を向上する必要がある。
- 内閣府が公表した南海トラフの巨大地震による津波高等を踏まえ、「岡山沿岸海岸保全基本計画」を改訂するとともに、それに基づいた海岸保全施設の整備を進める必要がある。

#### 【参考】

- 治水及び高潮対策事業（実施中）

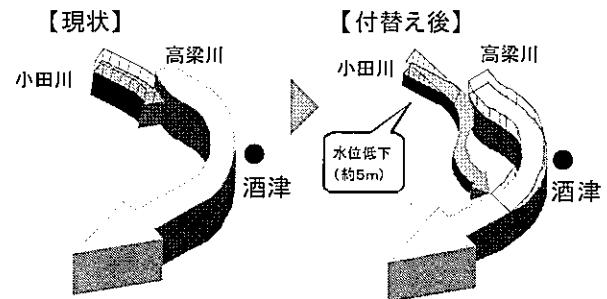
直轄河川改修事業	吉井川、旭川（百間川含む）、高梁川
県管理河川改修事業	一級河川砂川、小田川、二級河川箇ヶ瀬川等26河川
建設海岸・港湾海岸	三蟠九蟠海岸、水島港海岸等13箇所

## 小田川付替事業の早期着手

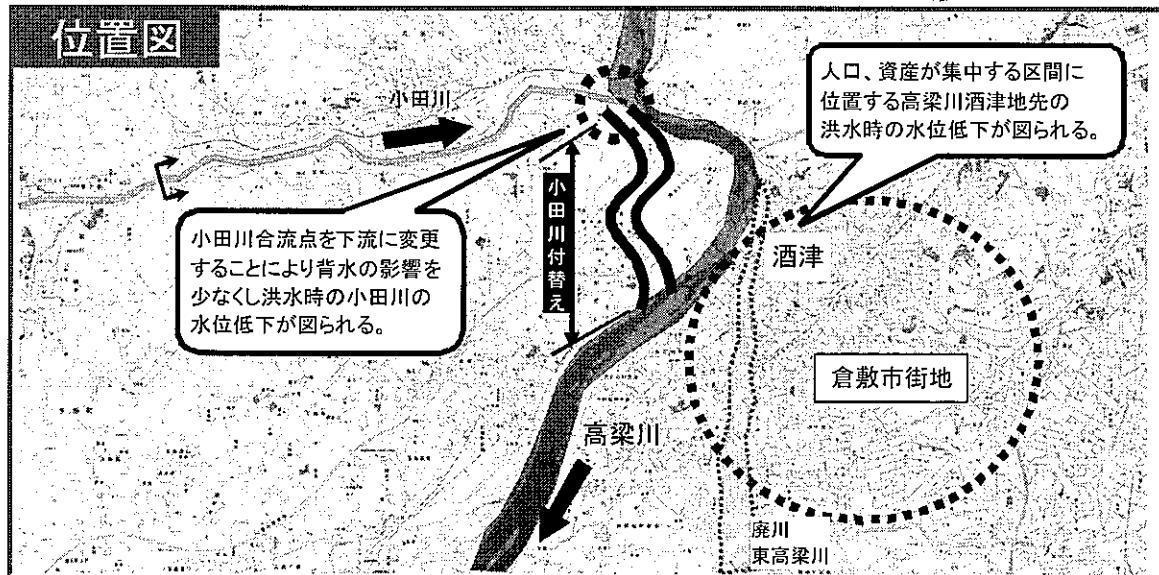
### 事業の目的

小田川付替事業により、高梁川との合流点が約4.6km下流に付替わり、人口、資産が集中する倉敷市街地に接する高梁川酒津地先の洪水時の水位低下が図られ、水害のリスクが低減される。また、過去幾多の甚大な被害が生じている小田川合流点付近の洪水時の水位低下が図られる。

### 事業イメージ



### 位置図



## 旭川放水路(百間川)改修事業の推進

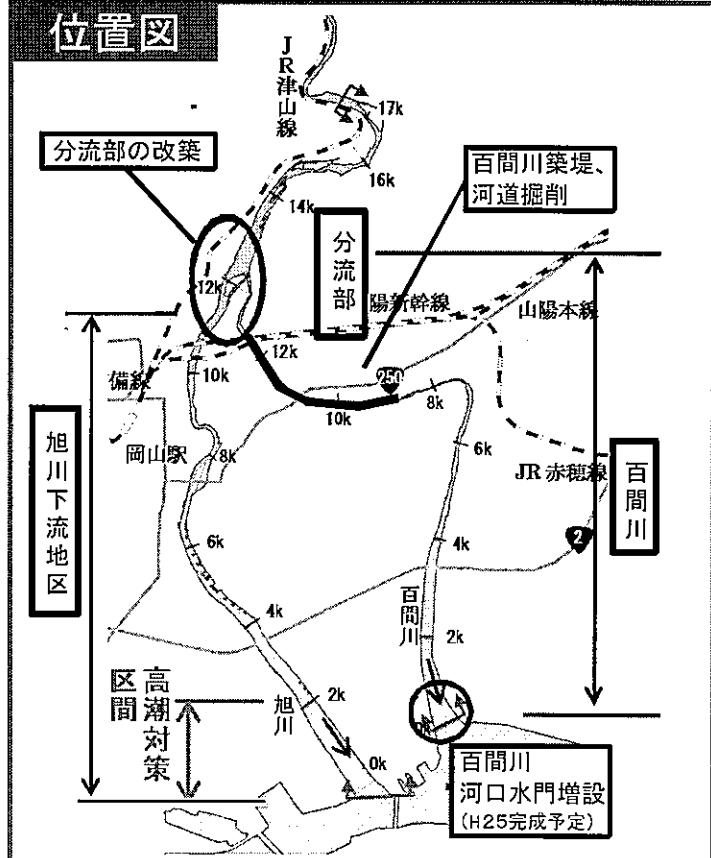
### 事業の目的

人口・資産が集中する岡山市街地を流れる旭川・百間川全体の治水機能向上のため、旭川本川の改修を進めるとともに、百間川においても、昭和45年から河口水門増設や河道掘削などの整備が進められている。

改修事業の推進により、昭和47年7月洪水が再び発生した場合にも、旭川下流地区・百間川全体の治水安全度の向上が図られる。

### 位置図

整備区間	主な整備内容
百間川	旭川放水路事業 ・百間川河口水門増設 ・築堤(断面確保)、河道掘削 ・分流部の改修
旭川下流地区	築堤(断面確保)、河道掘削、高潮対策



## 8 防災・減災対策に係る土木施設の整備推進

提案先省庁 財務省、国土交通省

### 提案事項

県民の生命・財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するため、安定的かつ恒常的な財源を確保し、防災・減災対策に係る土木施設の整備を推進すること。

**新規**

#### (1) 道路

緊急輸送道路上の道路防災対策や、緊急輸送道路に直結する道路橋梁の緊急的な耐震化を推進するための財源を確保すること。

#### (2) 河川

堤防、護岸、水門等の整備や耐震化を推進するための財源を確保すること。

#### (3) 海岸

高潮・津波対策として、海岸保全施設の整備や耐震化を推進するための財源を確保すること。

#### (4) 土砂災害防止施設

近年に土砂災害が発生した箇所や保全人家の多い箇所など、土砂災害危険箇所への対策を推進するための財源を確保すること。

### (提案の理由)

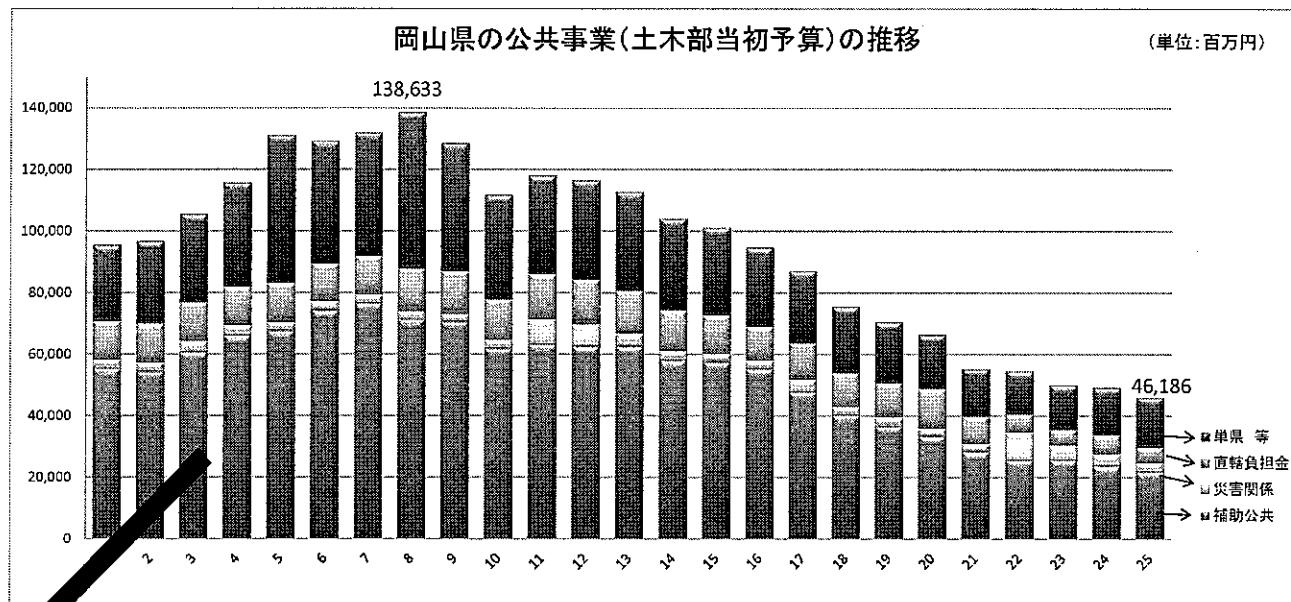
#### 現状

- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、想定を超える規模の地震、津波等により、土木施設が大きな被害を受けるなど甚大な被害が発生し、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、落石等危険箇所の道路防災対策率は26.8%、同道路に直結する道路橋梁の耐震化率は7.6%にとどまっている。
- 内閣府が公表した南海トラフの巨大地震による津波高等を踏まえ、平成25年度中に「岡山沿岸海岸保全基本計画」を改訂し、今後、海岸保全施設の整備方策を検討する予定である。
- 近年頻発する集中豪雨や台風により、県内各地で浸水や土砂災害、高潮被害等が発生しているが、整備率は、河川改修(37.3%)、海岸保全施設(28.3%)、土砂災害危険箇所(26.6%)と低い状況にある。

#### 課題

- 本県の公共事業予算(土木部関係)については、ピーク時の約3分の1と大変厳しい状況にあり、防災・減災対策の促進を図る上で、国の支援制度の拡充が必要である。
- 国の公共事業関係費は、平成24年度予算と比較すると4.8%の増となつたが、平成22年度予算(自公政権下)と比較すると6.8%の減となっており、必要な社会資本整備の遅れが危惧される。(再掲)

## 【参考】



## 9 土木施設の適切な維持管理・更新の推進

提案先省庁

総務省、財務省、国土交通省

### 提案事項

高度経済成長期以降、集中的に整備した土木施設が更新期を迎え、維持管理費等の急増が見込まれる中、老朽化が進みつつある土木施設について、適切な維持管理・更新を推進する地方の取組を支援すること。**新規**

- ① 「防災・安全交付金」等の地方における維持管理・更新の取組を支援する関連予算を安定的かつ恒常に確保すること。
- ② 「防災・安全交付金」等の対象メニューを拡充するとともに、地方負担分に対する地方債措置及び交付税措置を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現 状

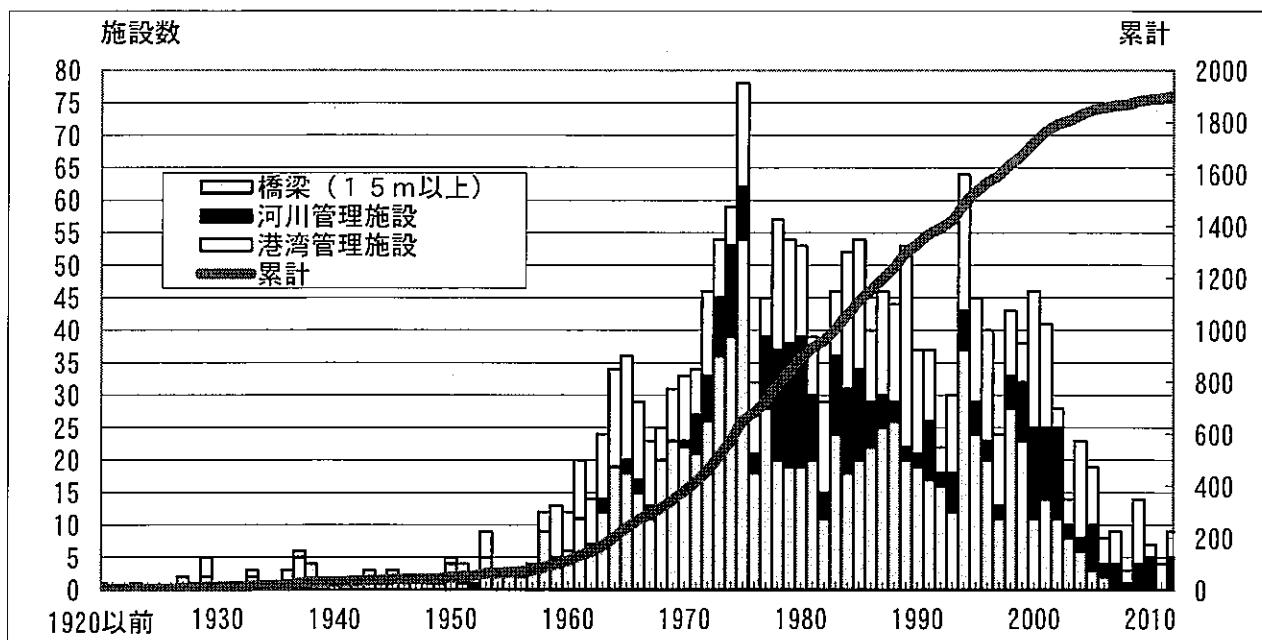
- 平成24年12月、中央自動車道・笹子トンネル内において、天井板崩落事故が発生し、経年劣化の進むインフラの安全性確保が社会問題となっている。
- 国では、平成24年度経済対策補正予算において、地方におけるインフラの老朽化対策等を支援する「防災・安全交付金」を創設するとともに、国及び地方公共団体等の管理する社会資本の総点検や修繕を平成25年度中に行うことなどを内容とする工程表を決定した。
- 本県においても、高度経済成長期以降、集中的に整備した土木施設が更新期を迎え、維持管理・更新費が急速に増加することが見込まれ、抜本的対策が求められている。

#### 課 題

- 本県においては、15m以上の道路橋梁等に係る長寿命化計画を策定するなどの取組を進めているが、他の土木施設については、厳しい財政状況の中、耐用年数を超えて修繕・更新できない施設も多く、アセットマネジメント手法を活用した予防保全型維持管理の導入等が急務である。
- 「防災・安全交付金」を含む社会資本総合整備に係る平成25年度予算額は、地域自主戦略交付金が廃止されたことにより、対前年度比で7.8%の減額となっており、対象メニューも道路橋梁等の一部の土木施設に限定されるなど、地方は取組の多くを単独費により賄う必要がある。
- 土木施設の老朽化対策は全国共通の課題であり、国及び地方が一体となって取り組む必要があることを踏まえ、国による一層の支援の拡充が必要である。

## 【参考】

## ○県内の土木施設（橋梁、河川管理施設、港湾管理施設）の建設年次分布状況



## ○建設後 50 年以上経過する施設の割合

	平成 24 年度末	20 年後
道路橋梁 (15m 以上)	約 8 %	約 54 % (約 7 倍)
河川管理施設 (注 1)	約 8 %	約 67 % (約 8 倍)
港湾管理施設 (注 2)	約 9 %	約 45 % (約 5 倍)

(注 1) 小規模な水門、樋門で 40 年(主な施設の耐用年数)を経過する施設の割合

(注 2) 建設年度が判明している施設 (約 4 割)

## ○防災・安全交付金等の予算推移

区分	平成 23 年度 予算額	平成 24 年度		平成 25 年度	
		予算額	対前年比	予算額	対前年比
社会資本整備総合交付金	17,539 億円	14,395 億円	82.1%	9,031 億円	62.7%
地域自主戦略交付金	5,120 億円	6,754 億円	132.0%	廃止	—
防災・安全交付金	—	—	—	10,460 億円	—
計	22,659 億円	21,149 億円	93.3%	19,491 億円	92.2%

## ○防災・安全交付金の対象外となっている維持管理・更新の例

## ①河川管理施設、ダム管理施設

- ・水門、排水機場等のうち、非致命的機器及び 40 年間の全体事業費が 4 億円未満のもの
- ・水門、排水機場等以外の施設（堤防、護岸等）
- ・全体事業費が 4 億円未満となるダム

## ②港湾管理施設

防波堤以外の施設（護岸、防潮堤、水門等）

## ③海岸保全施設、砂防関係施設

全ての施設が対象外

## 10 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

### 提案事項

- ① 県民が身近に不安を感じる事件・事故等に的確に対応するとともに、少年非行防止対策を推進し、県民の安全・安心を確保して、「安全・安心の岡山」を実現するため、警察官を増員すること。
- ② 厳しい治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾楯等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。
- ③ 災害発生時に的確に対応するため、資材運搬車や応急電源用発動発電機等の災害対策用装備資機材の整備充実を図ること。

### (提案の理由)

#### 現 状

- 本県の刑法犯認知件数は、平成15年以降10年連続で減少し、戦後最多を記録した平成14年と比べて半減したものの、我が国が「世界一治安の良い国」といわれた昭和40年代後半と比べると、いまだ約3,000件も多く発生している。
- 犯罪の内容面を見ると、子ども・女性被害に係る不審者情報やDV・ストーカーの認知件数が前年より増加するとともに、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の認知件数も増加するなど、県民が安全・安心を実感するには至っていない。
- また、刑法犯少年の検挙・補導人員が前年より増加し、全体の約4割を占めたほか、非行率が全国ワースト1位となるなど極めて厳しい状況である。
- 本県警察官一人当たりの業務負担量は、刑法犯少年検挙人員が全国第1位、交通人身事故件数が第6位、110番受理件数が第7位であるなど、極めて高い負担状況である。
- 治安対策用装備資機材や災害対策用装備資機材は必要数を充足するには至っておらず、早急な整備が必要である。

#### 課 題

「安全・安心の岡山」を実現するため、犯罪抑止総合対策を始めとした諸対策や県民が身近に不安を強く感じる犯罪等の徹底検挙を推進するとともに、災害発生時に県民の安全を確保するために、更なる警察官の増員及び装備資機材の整備充実を図る必要がある。

#### 【参考】

	H20	H21	H22	H23	H24
刑法犯認知件数	27,357件	25,862件	24,097件	23,872件	22,005件
犯罪率全国順位	35位	35位	37位	38位	36位

## 11 交通安全施設等の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

### 主な課題

- ① 幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通管制システムや交通信号機等の高度化更新、集中制御エリアの拡大等新交通管理システム（UTMS）の整備や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。
- ② 災害に伴う停電時の交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 平成24年中の県下の交通事故死者数は112人（前年比6人増加）と、増加に転じたほか、高齢者の交通事故死者数は55人と、いまだ全体の約半数を占めており、高齢者が関与する交通人身事故件数も高水準で推移するなど極めて厳しい状況である。
- 本県は広域交通網の結節点であり、他県からの車両の流入が多いため、岡山・倉敷市域等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に交通渋滞が深刻化している。
- また、東日本大震災以来、災害対策の抜本的見直しが求められる中、信号機電源付加装置等の整備は十分とはいえず、災害発生時における信号機の停電対策が急務となっている。

#### 課題

安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細かい信号制御による交通の円滑化、省電力・視認性に優れた信号灯器のLED化等を推進するとともに、災害発生時における交通の安全等を確保するため、発電装置を備えた信号機等の整備充実を図っていく必要がある。

### 【参考】

本県における高齢者が関与する交通事故状況

	H20	H21	H22	H23	H24
交通事故死者数	114人	107人	109人	106人	112人
うち高齢者率	56.1%	56.1%	52.3%	44.3%	49.1%
交通人身事故件数	17,833件	17,161件	16,821件	16,197件	15,021件
うち高齢者関与率	23.4%	24.8%	25.1%	24.8%	25.9%

## 12 社会福祉基盤の整備

提案先省庁	内閣府、厚生労働省
-------	-----------

### 提案事項

#### (1) 社会福祉施設の耐震化等の推進

児童福祉施設や障害者支援施設、老人福祉施設等の社会福祉施設の耐震改修等を促進するため、平成25年度で終了とされている臨時特例基金事業について、同様の制度の創設又は同事業の継続を図るとともに、併せて、補助率の引上げなど制度の拡充を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 社会福祉施設は、災害発生の際に特に配慮を要する児童や障害者、高齢者が入所する場であるとともに、災害発生時には要援護者の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が重要であるが、本県では、耐震化が必要な社会福祉施設が残っている状況にある。
- 平成25年2月に長崎市で発生した認知症高齢者グループホームでの火災事故等を受けて、社会福祉施設へのスプリンクラー整備の促進が求められている。
- 主な事業実施主体である社会福祉法人は、一般的に財政基盤が脆弱であることから、同事業における事業者負担が経営を圧迫するとの懸念から、事業実施に消極的なケースがある。
- 東海・東南海・南海地震の発生の切迫性が指摘されており、地震発生の際には、本県へも多大な影響があることが予測されている。

#### 課題

- 社会福祉施設の入所者や地域住民の安全性の確保の面から、早急に耐震化等に取り組む必要がある。

#### 【参考】

- 社会福祉施設耐震化状況（平成24年度厚生労働省調査（未公表））  
岡山県（岡山市・倉敷市を除く）

施設の種別	救護・授産	児童	障害	老人	全 体
耐震化率	65.2%	68.4%	80.1%	88.4%	81.6%

## 提案事項

### (2) 福祉・介護人材の確保

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の待遇改善策を講じること。

併せて、平成25年度で終了とされている緊急雇用創出事業臨時特例基金事業（住まい対策拡充等支援事業分）の継続はもとより、臨時的ではなく恒常的な対策への移行、さらには他の基金事業で実施している福祉・介護人材の確保及び定着に資する事業について当該基金事業の対象とするなど、弾力的な運用が可能となるような制度の拡充を図ること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、待遇改善事業の実施等によって待遇改善を図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- 現在、緊急雇用創出事業臨時特例基金で実施している「代替職員の確保による現任介護職員等研修支援事業」についても、平成25年度で終了とされている。

#### 課題

- 団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37年には、現在の約1.5～1.7倍の介護職員が必要となる見込みであるとともに、ライフスタイルの多様化等により、福祉・介護ニーズは多様化、高度化しており、これらのニーズに対応する福祉・介護人材は、質・量の両面において一層の充実が求められている。

#### 【参考】

- 障害者自立支援対策臨時特例基金事業の実施状況  
(福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置関係)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	合計
7,360千円	40,428千円	76,866千円	85,965千円	210,619千円

- 緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の実施状況  
(住まい対策拡充等支援事業分)

平成25年度 (見込み)	合計
98,544千円	98,544千円

## 13 子育て支援対策の推進

提案先省庁

内閣府、総務省、厚生労働省

### 提案事項

#### (1) 児童虐待防止等の支援体制の充実

児童虐待等に対応するために市町村が設置する要保護児童対策地域協議会については、その設置と児童福祉司など一定の要件を満たす職員の配置が努力義務とされていることから、専門職等の常勤職員を配置するために必要な財政措置を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成20年の児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化されたほか、平成21年4月には支援対象が養育支援の必要な子どもやその保護者、妊婦に拡大されるとともに、同協議会には児童福祉司など一定の要件を満たす者を配置するよう努めることとなった。
- しかしながら、地方交付税措置における児童福祉共通費は平成20年度以前と変わっておらず、同協議会への職員配置は兼務で対応している市町村が多い。

#### 課題

- 児童虐待の相談対応が増加するなど児童福祉に関する業務が拡大する中、要保護児童対策地域協議会を効果的に機能させるためには、専門職等の常勤職員の確保が求められる。

#### 【参考】

- 市町村要保護児童対策調整機関担当職員（平成24年度）
  - 専任職員の配置市町村 13市町村／26市町村
    - うち、正規職員の専任職員配置市町村  
5市町村／13市町村（津山市、井原市、瀬戸内市、真庭市、美作市）

## 提案事項

### (2) 地域の子育て支援の充実

- ① 保育サービスの充実が図られるよう、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり等の補助基準額を引き上げるとともに、保育所運営費の算定の基準を超えて保育士等を配置する保育所に対し、十分な財政措置を行うこと。また、保育料の軽減など、育児支援のための負担軽減措置をさらに推進すること。
- ② 「子ども・子育て支援新制度」の実施に当たっては、地方公共団体と十分な協議を行い、地域の実情に応じた取組を行える制度にするとともに、必要となる財源の確保を確実に行うこと。
- ③ 安心こども基金事業の実施期限は、原則平成25年度末とされているが、平成26年度以降についても、同様の制度の創設又は同事業の継続を図ること。また、待機児童が顕在化していない市町村においても、地域の実情に応じた活用ができるよう、保育所整備に係る補助率の見直しを行うこと。
- ④ 年金受給者である祖父母が孫を養育している場合においても、児童扶養手当が支給されるよう措置すること。
- ⑤ 発達障害児保育については、厳しい現場の実態に鑑み、保育所での障害児の保育が適切に実施されるよう、地方交付税措置の更なる改善を図ること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 現行の国庫補助制度においては、保育需要を踏まえ、充実した保育サービスを提供するための必要な財政措置が行われているとはいえない。また、保育料については、新たな階層区分が設けられるなど利用者負担等が増大している。
- 「子ども・子育て支援新制度」については、平成25年4月に設置された「子ども・子育て会議」において具体的な検討が進められ、早ければ平成27年度にもスタートすることとなっている。
- 保育所整備をはじめとする安心こども基金を活用した事業の実施期限は平成25年度末とされているが、平成26年度以降についての制度の詳細が明らかとなっていない。また、待機児童が顕在化していない市町村の保育所整備負担は4分の1のままのため、基金事業を有効活用できていない。
- 児童扶養手当は、年金との併給が禁止されている。
- 発達障害児保育の現場では、財政的及び人的要因から、十分な人員配置と待遇改善が行われず、増大する需要に十分に対応できていない。

#### 課題

- 保育の質の向上を図るとともに、多様化する保育ニーズに対応するためには、国による十分な財源の確保が求められる。
- 「子ども・子育て支援新制度」は、子どもと子育てに係る仕組みを全く新たなシステムに変更するものであり、都道府県や市町村、事業者等への影響が大きいため、こ

これら関係者の十分な理解と協力が不可欠である。例えば、放課後児童健全育成事業については、授業日の長時間開設加算要件の緩和など、地域の実情に応じた制度の変更・充実が行われなければ、市町村における放課後児童クラブの運営が立ち行かなくなるおそれがある。また、地域の実情に応じた子育て支援策に対する財源の確保が求められる。

- 早ければ平成27年度にも「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定であるが、新制度実施までは安心こども基金事業の実施期限を延長することが望まれる。また、待機児童の顕在化に関する基準について、地域の実情に即した見直しが求められる。
- 年金受給者の祖父母が孫を養育している場合においても、児童扶養手当等の財政的支援の確保が求められる。
- 保育所での障害児の保育を適切に実施するためには、国による十分な財源の確保が求められる。

#### 【参考】

- 主な特別保育事業の補助単価

事業種別	基本分単価	事業種別	基本分単価
休日保育事業	1,337,000円	病児対応型 <sup>※2</sup>	2,400,000円
延長保育事業 <sup>※1</sup>	4,569,000円	病後児対応型 <sup>※3</sup>	2,000,000円

- ※1 最低基準等で配置することとされている保育士以外に、保育士を1名以上加配すること。また、延長時間帯で保育士の数は2名を下ることはできない。
- ※2 病児の看護を担当する看護師、保健師等を利用児童10人につき1名以上配置とともに利用児童概ね3人に1名以上の保育士を配置することとされている。
- ※3 病後児の看護を担当する看護師、保健師等を利用児童10人につき1名以上配置することとされている。

## 14 保健医療対策の充実

提案先省庁	厚生労働省、文部科学省
-------	-------------

### 提案事項

#### (1) 医療提供体制の整備

- ① 地域や診療科による医師の偏在の解消に向け、地域での勤務を医師のキャリアパスの条件にする、又は診療報酬や補助金の適切な見直し等によりべき地等医師不足地域に勤務する医師の待遇改善を図るなど、医師不足の地域や診療科に就職する医師を増やすための取組の充実や制度の見直しを図り、総合的な医師確保対策をさらに強化すること。
- ② ドクターへりについては、搭乗する医師の確保が課題の一つとなっていることから、医師臨床研修における研修科目や救急科専門医の資格取得に必要な診療実績として、ドクターへりでの実習や勤務歴を位置付けること。
- ③ 看護職員については、2交代勤務など勤務形態が多様化していることから、24時間保育までの段階的な延長保育加算を設けるとともに、病児等保育を実施する場合の看護職員の配置に関する要件緩和を行うことなどにより病院内保育施策を充実し、働きやすい勤務環境を確保すること。
- ④ 医療施設の耐震化をさらに促進するため、平成25年度で終了する医療施設耐震化臨時特例基金事業を継続するとともに、医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金の増額を図ること。
- ⑤ 臓器移植を推進するため、移植医療実施機関への補助制度の充実など移植医療体制の整備を図ること。 新規

#### (提案の理由)

##### 現状

- 医師確保については、地域や診療科による偏在の解消に向け、平成22年度から緊急臨時に医学部入学定員増が図られたほか、産科医等育成・確保支援事業などの予算措置が講じられたところである。
- 平成22年に国が実施した「病院等における必要医師数実態調査」によると、本県の現員医師数と必要求人医師数の合計数は、現員医師数の1.10倍（全国1.11倍）で、全国平均を下回っているが、地域による偏在が見られ、真庭医療圏では1.32倍、高梁・新見医療圏では1.30倍と全国平均より大幅に高く、医師不足が顕著となっている。
- 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱では、24時間保育加算は設けられているが、保育時間が補助要件時間数（8時間又は10時間）以上で24時間未満の場合は加算がない。また、病児等保育について、対象児童がいなくても、常時看護職員1名以上を配置することになっているため、病児等保育を必要としながらも未対応の病院がある。
- 医療施設耐震化臨時特例基金事業は、平成24年度補正予算で積増しが行われ平成25年度着工分まで対象となったが、依然として未耐震の棟を有する病院が多い。
- 本県の臓器移植実施機関のうち、岡山大学病院は全国有数の実施拠点となっているところであるが、臓器移植手術は高度な医療技術のほか臓器移植コーディネーターの配置など多くの実施要件が必要であり、大きな経費負担が生じている。

## 課題

- 地域や診療科による医師の偏在を解消するため、地域の医療ニーズにあった医師確保に取り組む必要がある。
- 近年の保健・医療を取り巻く環境の変化に伴って看護職員の需要は増大しており、看護職員が夜勤・休日等に安心して働くことができるよう、病院内保育施策の充実を図る必要がある。
- 医療施設耐震化臨時特例基金事業の継続や医療提供体制施設整備交付金等の増額により、医療施設の耐震化整備を促進する必要がある。
- 大学病院が担う医療の中でも重要なものの一つである臓器移植を発展・拡充するために、財政的な支援の充実など移植医療体制の整備が求められている。

## 【参考】

- 卒業後に県が指定する医療機関で勤務する医学部学生の推移見込み

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29
地域枠学生数	5	13	20	26	35	44	48	49	51
自治医大学生数	12	13	12	14	14	14	14	13	14
実働医師数	18	18	18	17	18	15	21	33	40

(単位：人)

- 病院内保育施設運営費補助事業実績（平成24年度）

## 【国庫補助】

- A型特例：児童数1人以上、保育士等2人以上、保育時間8時間以上 5か所  
 　　24時間保育（再掲） (1か所)  
 　　病児等保育（再掲） (0か所)
- A型：児童数4人以上、保育士等2人以上、保育時間8時間以上 20か所  
 　　24時間保育（再掲） (6か所)  
 　　病児等保育（再掲） (1か所)
- B型：児童数10人以上、保育士等4人以上、保育時間10時間以上 8か所  
 　　24時間保育（再掲） (6か所)  
 　　病児等保育（再掲） (1か所)

## 【単県補助】

- C-1型：児童数2人以上、保育士等1人以上、保育時間8時間以上 2か所  
 　　24時間保育（再掲） (1か所)
- C-2型：児童数4人以上、保育士等2人以上、保育時間8時間以上 2か所

- 臓器移植件数

年	22	23	24	25
全 国	293件	329件	303件	74件
岡山県	13件	15件	24件	6件
うち岡山大学病院	9件	14件	18件	4件

※平成25年は4月末現在

## 提案事項

### (2) 難病対策の在り方の見直し

- ① 今後の難病対策について、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において取りまとめられた「難病対策の改革（提言）」に沿って、法制化による制度の見直しを着実に進めること。特に、特定疾患治療研究事業については、確実な財政措置により地方公共団体の超過負担の解消を図るほか、実施主体に保健所設置市を加えること。また、見直しに当たっては、可能な限り制度の簡素・合理化を図るとともに、具体的な内容の決定や施行については地方公共団体の意見を十分聴取し反映されること。
- ② 小児慢性特定疾患治療研究事業についても、地方公共団体への財政措置を確実かつ安定的に行うこと。

### （提案の理由）

#### 現状

- 特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業に係る費用は、要綱又は法律により国と都道府県が2分の1ずつ負担することとされているが、特に特定疾患治療研究事業については、長年にわたり地方の大幅な超過負担が生じている。

#### <特定疾患治療研究事業に係る費用負担の状況>

・ 公費負担対象者数	15,436人（平成25年3月末現在）
・ 公費負担額（スマモンを除く）	2,237,897千円（平成24年度実績）
うち、要国庫補助額（a）	1,118,948千円（公費負担額の1/2）
交付決定額（b）	633,100千円
国庫補助金交付率（b/a）	56.6%

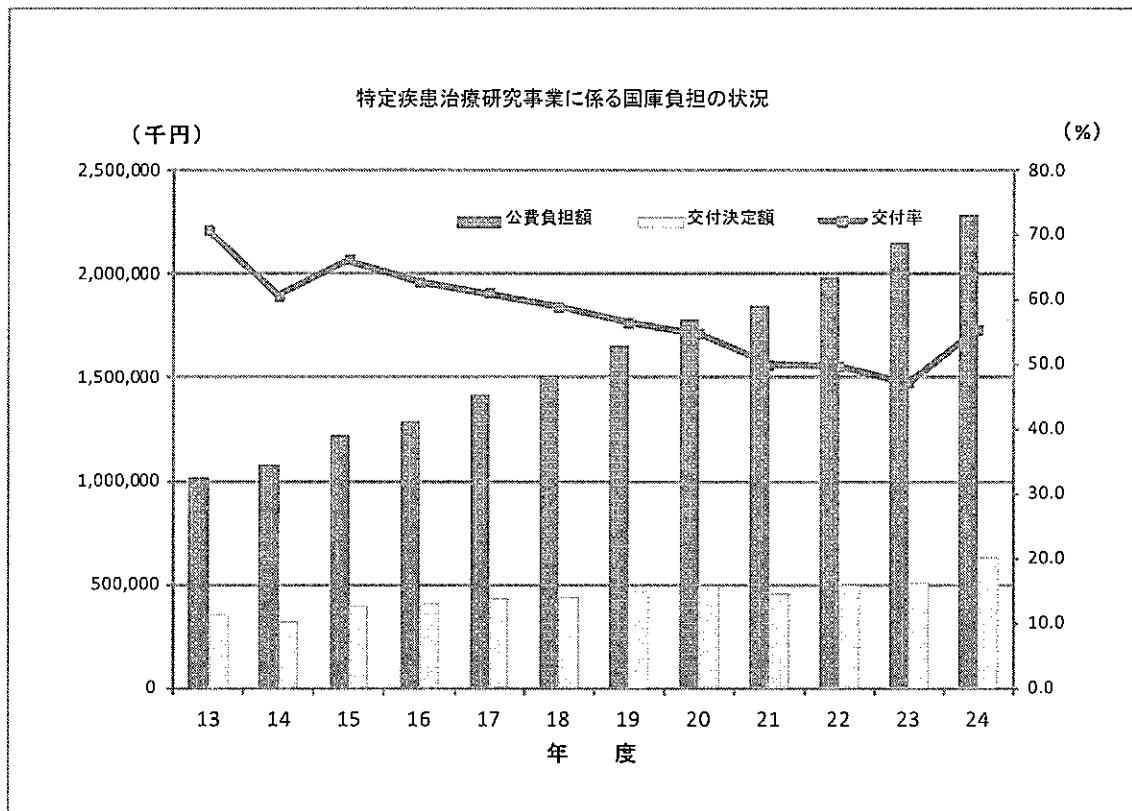
- ・ 平成25年1月27日の三大臣合意「平成25年度における年少扶養控除等の見直しによる地方財政の追加增收分等の取扱い等について」の中で、「平成26年度予算において超過負担の解消を実現すべく、法制化その他必要な措置について調整を進めること」が確認されている。
- ・ 小児慢性特定疾患治療研究事業の実施主体が都道府県、指定都市及び中核市とされている一方、特定疾患治療研究事業については、都道府県が実施主体となっており、保健所設置市において実施している訪問相談事業等と窓口が一本化されていない。
- 小児慢性特定疾患治療研究事業についても、ここ数年は都道府県の超過負担が生じる場合が多く、国の予算に左右される状況にある。

#### 課題

- 特定疾患治療研究事業に係る費用については、国の予算が十分に確保されず、近年では都道府県の超過負担が恒常化し、その額も過大になっている。平成24年度は、年少扶養控除の廃止等による地方税增收分の一部を超過負担の財源として活用することとされたが、暫定的な措置に止まっており、抜本的な制度改革が急務となっている。
- ・ また、難病のある人にとって、より使いやすい制度とするため、特定疾患治療研究事業と訪問相談事業との一体的な実施が求められる。

- ・ 難病対策の改革については、平成26年度中の施行が見込まれるが、提言の内容に沿った制度の見直しが行われる場合は、実施主体である地方公共団体の事務的・財政的負担が増大することが懸念され、また施行には、対象者への周知や関係機関との協議等相応の準備期間が必要となる。
- 小児慢性特定疾患治療研究事業についても、「難病対策の改革」の内容と整合を図りつつ、国における確実な財源確保が必要とされている。

## 【参考】



## 提案事項

### (3) がん検診受診率向上対策の拡充及び推進

国において、がん検診の受診促進に向けた普及啓発、がん検診推進事業の拡充等の取組を積極的に進めるとともに、効果的な受診率向上対策の検討を早急に進め、結論を出すこと。また、地方において、受診率向上対策を十分に進められるよう財源措置を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

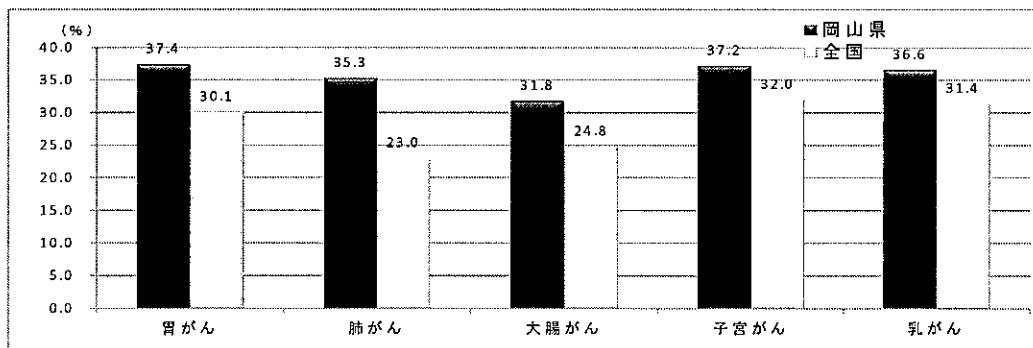
- がん対策基本法に基づき、新たな「がん対策推進基本計画」においては、平成28年度までにがん検診受診率を50%（胃・肺・大腸は当面40%）にするよう目標を定め、取り組んでいるが、がん検診受診率は国民生活基礎調査によると、目標を大きく下回っている。
- がん検診受診率向上に向けた、国及び地域での十分な取り組みが必要である。

#### 課題

- がん検診を全ての国民が受診できるよう、働きかけを継続する必要がある。
- 各自治体において、個別通知による受診勧奨を行ったり、夜間休日検診などの体制を整備しているが、受診率は伸び悩んでおり、抜本的な受診率向上対策が必要である。
- 受診率向上対策に十分に取り組むためには、十分な財源措置が必要である。

### 【参考】

- がん検診の受診率の状況（厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」）



**提案事項****(4) 母子保健医療等に係る対策の充実**

小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者に係る医療費公費負担制度については、国の制度として創設すること。また、財源については、社会保障・税一体改革の中で地方単独事業として位置付けられたところであるが、事業内容や規模に応じた事業実施が確実に行えるよう充分な確保を行うこと。

**(提案の理由)****現状**

- 小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費については、県単独事業として、医療保険による自己負担額の一部を県と市町村で負担している。

**課題**

- 社会保障・税一体改革の協議の中で、小児、ひとり親家庭等及び重度心身障害者の医療費助成は地方単独事業として整理され、その財源については、消費税の引上げ分を充てることで合意しているところであるが、全国一律の公費負担制度を創設するとともに、医療費助成が確実に実施できるよう充分な財源の確保が求められる。

## 提案事項

### (5) 予防接種制度の見直し

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で広く接種することが望ましいとされた成人用肺炎球菌ワクチン等の4ワクチンについて定期接種化に向け必要な法改正等を早急に行うとともに、十分な財源を確保すること。

また、ロタウイルス等その他ワクチンについても、評価や公衆衛生政策における位置付けについて、早急に検討を行い、結論を出すとともに、予防接種法の対象となった場合、十分な財源を確保すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 平成24年5月、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会（平成25年4月から厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会に改編）において、「7ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎）について、広く接種を促進することが望ましい」、「ロタウイルスワクチンは、24年内を目途に、専門家による医学的・科学的観点からの評価を行っている」、「接種費用の負担のあり方について、市町村等関係者と十分に調整しつつ検討」との提言が出されている。
- この提言を受け、平成24年度まで子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業で助成が行われていた子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチンを定期接種の対象とする予防接種法改正法が平成25年4月に施行された。  
また、平成25年1月の総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣合意に基づき、予防接種法に基づく定期接種に係る公費負担の範囲について、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用した国庫補助事業と同様の範囲（9割）とされたところである。
- 子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌を除く4ワクチンについては、平成25年度末までに定期接種化の結論を得るよう努めること等の予防接種法改正に伴う国会の附帯決議が出されている。  
また、ロタウイルスワクチンについては、予防接種・ワクチン分科会で、予防接種の目的と導入により期待される効果等の課題をより深く検討することとされている。

#### 課題

- 成人用肺炎球菌等の4ワクチンについて、国民の健康に大きく関わってくることから、早期に定期接種の対象とすることについて結論を出す必要がある。  
また、ロタウイルスワクチンについては、課題の早急な検討を行い、結論を出す必要がある。
- 予防接種法の定期接種になった場合には、接種率の向上と負担軽減のため、国による十分な財源の確保が求められる。

## 15 障害福祉施策の推進

提案先省庁	内閣府、厚生労働省
-------	-----------

### 提案事項

#### (1) 障害者制度改革等

平成25年4月に施行された障害者総合支援法に係る施策の推進については、地方に新たな負担が生じないよう国において必要な財源を確保するとともに、平成26年4月の更なる改正に向けた準備に十分な期間を確保できるよう、具体的な内容について早期に情報提供を行うこと。

### (提案の理由)

#### 現状

- 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業への補助は、国の裁量的経費とされ、地方の超過負担が生じている。
- 障害者総合支援法は平成25年4月に施行されたが、平成26年4月に向け、更なる制度改正等が予定されている。

#### 課題

- 障害者総合支援法の主要な事業である地域生活支援事業については、サービスを必要とする利用者等へ配慮するとともに、地方自治体がその実情を勘案し、十分に事業に取り組めるよう国において財源を確保する必要がある。

#### 【参考】

- 地域生活支援事業に係る国庫補助充当率（平成23年度実績）

市町村分	計	65.5%
県分		100%

**提案事項****(2) 障害のある人の地域移行、地域生活及び就労移行の支援**

障害のある人の地域生活支援のため、工賃水準の引上げに向けた取組への支援の充実を図ること。

**(提案の理由)****現 状**

- 工賃水準は、いまだに低迷状態が続いている。
- 平成24年7月に平成26年度までを計画期間とする「岡山県工賃向上計画」を策定した。
- 障害者優先調達法の施行を受け、平成25年5月に、県の調達方針を盛り込んだ「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」（岡山県工賃向上計画の改訂版）を策定し、障害のある人の所得向上を総合的に進めることとしている。

**課 題**

- 工賃の向上に向けた取組を一層推進する必要がある。

**【参考】**

- 工賃実績の推移

(単位：円、%)

平均 工 賃 月 額	平成18 年 度	平成19 年 度	平成20 年 度	平成21 年 度	平成22 年 度		平成23 年 度	前年度比
					前年度比	年度		
	10,750	10,166	10,276	10,729	104.4	10,967	102.2	11,077
								101.0

## 16 中山間地域等における高齢者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

平成24年度から「24時間対応の定期巡回・随時対応サービス」等が創設されたところであるが、都市部に比べ、人材確保が難しく、サービス提供の効率が悪い地方における地域包括ケアシステムの構築のため、こうしたサービスへの事業者の参入インセンティブを高めるような補助制度の創設など、更なる支援策を検討すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっているため、本県では、市町村と連携し、こうした地域での事業展開に対する独自の補助制度を平成24年度に創設した。

#### 課題

- 地方の過疎化に伴い、今後、一層介護サービスの提供が難しくなることが見込まれることから、地方における地域包括ケアシステム構築のためのサービスや補助等についての検討が求められる。

## 【参考】

- 中山間地域等における地域包括ケアシステム構築のための本県の取組

## 【事業名】

地域包括ケアシステム推進事業（中山間地域等在宅介護サービス強化事業）

## 【事業内容】

中山間地域等に居住する高齢者に介護サービスを提供する事業者を支援する保険者に対し費用助成を行う。

(対象サービス) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間・早朝・深夜における訪問看護及び訪問介護

(事業主体) 市町村（保険者）

(補助率) 2分の1

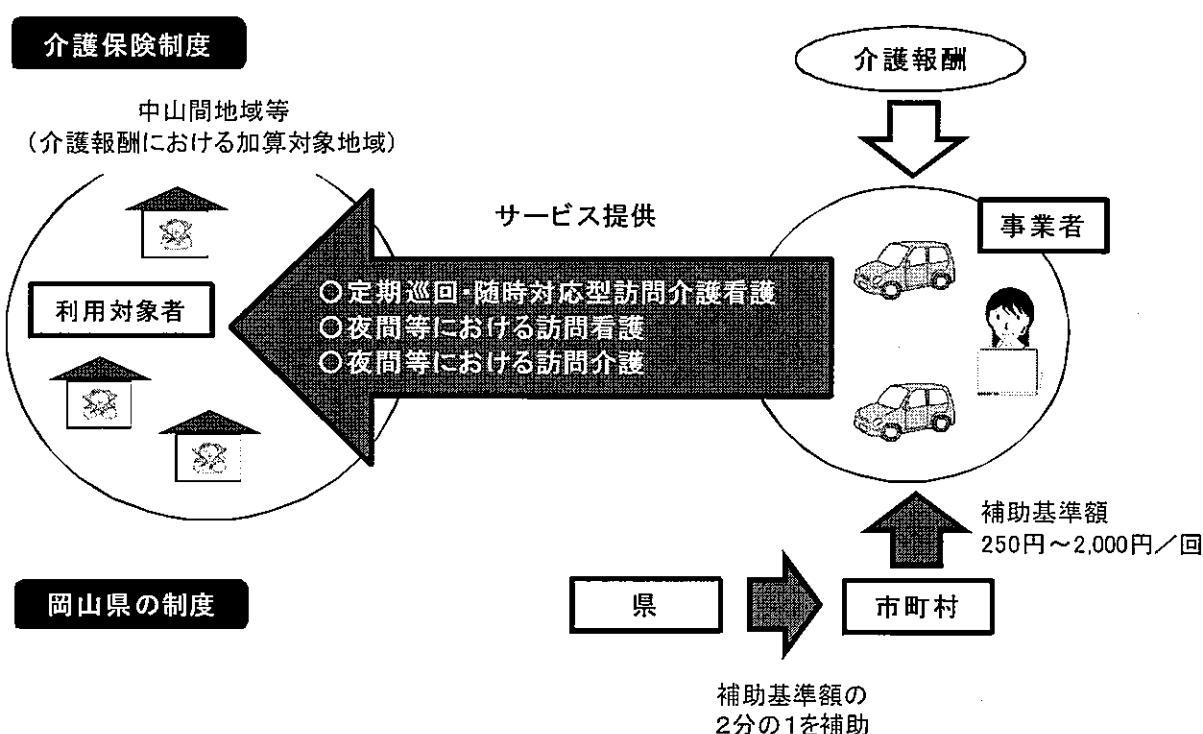
(助成内容) 利用者宅への訪問1回につき次の基準額を補助する

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	250円／回
------------------	--------

夜間・早朝・深夜における訪問看護	2,000円／回
------------------	----------

夜間・早朝・深夜における訪問介護	1,000円／回
------------------	----------

## 【事業実施イメージ】



## 17 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	内閣府、厚生労働省
-------	-----------

### 提案事項

- ① ライフライン機能強化等事業費における資本単価要件、地域要件を撤廃するとともに、補助率を一律に2分の1に引き上げること。
- ② 基幹水道構造物に対する耐震化計画策定を補助対象に加えること。

### (提案の理由)

#### 現状

- 耐震化に係る国庫補助事業は、補助要件である資本単価要件（資本単価90円/m<sup>3</sup>以上）、地域要件（地震対策地域該当）により、国庫補助を受けられる水道事業者は県内27事業者のうち3事業者のみである。  
また、国庫補助を受けられても、補助率は4分の1から2分の1であるため、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 水道事業者が計画的に水道施設の耐震化を進めるためには、現存する基幹水道構造物（基幹管路・浄水施設・配水池等）の耐震化計画策定が必要だが、補助対象となっていない。

#### 課題

- 南海トラフの巨大地震モデル検討会（内閣府）によれば、南海トラフで最大級の地震が発生した場合、本県では推計最大震度が沿岸部6市で6強に達することであり、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

### 【参考】

- 水道施設の耐震化率（平成23年度末）

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全国	32.6%	19.7%	41.3%
岡山県	15.4%	23.9%	48.9%

## 18 毒物劇物タンクの耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

### 提案事項

地震時の毒物劇物に係る保健衛生上の危害を防止するため、広範囲に被害が及ぶと想定される一定規模以上の毒物劇物タンクにおける耐震基準を設けること。**新規**

#### (提案の理由)

##### 現 状

- 一定規模以上の高圧ガスタンク・危険物タンクについては耐震基準が設けられているが、高圧ガス又は危険物に該当しない毒物劇物タンクについては耐震基準が設けられていない。
- 今回、南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえた「岡山県石油コンビナート防災アセスメント結果報告書」が公表され、地震時のタンク損傷等により毒性液体タンク（高圧ガス又は危険物に該当しない毒物劇物タンク）から毒性ガスが拡散する可能性があり、影響はコンビナート区域外に及ぶことが懸念される。

##### 課 題

- 地震によるタンク損傷等によりコンビナート区域外に毒性ガスが拡散する可能性があり、周辺住民への健康危害が懸念される。

#### 【参考】<他法令の耐震基準>

- 高圧ガスタンク耐震基準

区分	貯蔵能力	設置時期	義務付け
貯槽	3トン以上 (圧縮ガスは300m <sup>3</sup> 以上)	S57. 3. 31以前に設置	無
		S57. 4. 1以降に設置	有

- ・高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和56年通産省告示第515号）

## ○ 危険物タンク耐震基準

区分	貯蔵能力	設置時期	義務付け	新基準への改修
特定屋外貯蔵タンク	10,000キロリットル以上	S52.2.14以前に設置 (旧基準)	有	H21.12.31まで
		S52.2.15以降に設置	有	
	1,000キロリットル以上 10,000キロリットル未満	S52.2.14以前に設置 (旧基準)	有	H25.12.31まで
		S52.2.15以降に設置	有	
準特定屋外貯蔵タンク	500キロリットル以上 1,000キロリットル未満	H11.3.31以前に設置 (旧基準)	有	H29.3.31まで
		H11.4.1以降に設置	有	

- ・危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）

## 19 環境保全対策の推進

提案先省庁 文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

### 提案課題

#### (1) アスベスト対策の強化

##### ① 住民の不安解消、健康被害対策の実施

健康被害者の被害実態調査、迅速な診断・治療方法の研究、治療体制の早期確立を行い、健康被害が懸念される住民等に対する検診、医療費補助等の必要な措置を講じること。

##### ② アスベストの適切な処理体制の確保等

ア 改正法で見送られた、解体等作業現場周辺における規制基準について、引き続き検討し早急に設定するとともに、改正法により増加する発注者等の負担を軽減するため、安価かつ迅速な分析方法や処理方法を開発・普及すること。

イ アスベスト含有建材が含まれる建築物の分別解体を適切に行う解体工事業を独立した許可にするなど新たな制度を創設すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- アスベストに係る健康被害については、引き続き発症が関係企業から公表されており、県民の健康や環境への不安が続いている。
- 国において総合対策が決定され、「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定・改正等により被害者救済や飛散防止対策が講じられた。
- アスベスト飛散防止対策の強化として、解体工事等に係る建築物のアスベスト使用の調査確認の義務化、工事発注者の責任明確化、自治体職員の立入調査権限の強化などが盛り込まれた改正大気汚染防止法が、平成25年6月17日に成立した。

#### 課題

- アスベストに係る健康被害は、発症までの期間が数十年と長いことから、将来にわたって患者の発生が予想される。
- 法改正により、発注者等の経済的負担が増加することが予想されるため、安価かつ迅速な分析方法や処理方法の開発・普及をはじめとした、一定の支援制度の継続が必要である。

## 提案事項

### (2) 微小粒子状物質（PM2.5）への対応 新規

微小粒子状物質（PM2.5）は、その構成成分により人体への影響や対策手法が異なると考えられるため、全国のデータを集約している国において、各自治体からのデータを分析し、環境基準の達成に向けた有効な施策等を検討するとともに、こうした分析や検討の状況等を随時フィードバックすること。

### （提案の理由）

#### 現状

- 国は、平成11年から微小粒子状物質（以下、「PM2.5」という。）と健康影響との関連性について調査を開始し、平成19年にその結果を公表、同年よりPM2.5に係る健康影響を評価する検討会を設置し、その検討結果を踏まえ平成21年にPM2.5の環境基準を定めた。
- 県では、平成22年度から早島局で正式な測定を開始し、平成23年度からは4測定局において測定を実施している。また、同じく平成22年度から開始した成分分析については、一部の項目についてしか対応していなかったが、平成25年度からは全ての項目を行うこととしている。
- 平成24年度末に大陸からの影響を受けたこと等によるPM2.5の高濃度事象が問題となり、国は平成25年3月に専門家会合の報告書を送付し、注意喚起に係る暫定指針等を示したが、具体的な対応については各自治体の判断に任せている。

#### 課題

- PM2.5の高濃度事象は、広域的な問題であり、国により対応の方向性や施策を検討する必要がある。
- PM2.5は、その構成成分により人体への影響や対策手法が異なると考えられるため、各自治体は国の要請を受けて成分分析に取り組んでおり、その結果を国に報告しているが、その取りまとめ結果や考察、施策等についてフィードバックされていない。

**提案事項****(3) 土壌汚染対策の推進**

土壤汚染対策法第3条第1項の有害物質使用特定施設の使用の廃止時の土地の調査義務に、水質汚濁防止法の有害物質貯蔵指定施設の廃止時を追加すること。

**(提案の理由)****現状**

- 土壤汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用が廃止された時に工場又は事業場の敷地であった土地の土壌汚染の状況を調査、報告する義務が課せられているが、有害物質貯蔵指定施設については、その義務は課せられていない。

**課題**

- 有害物質使用特定施設以外の有害物質を貯蔵するタンク等で地下水（土壌）汚染事例が報告されていることから、有害物質貯蔵指定施設についても有害物質使用特定施設と同様に調査義務を課すべきと考える。

## 20 廃棄物の適正処理

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

### 提案事項

#### (1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し

特定家庭用機器の不法投棄防止のため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度に改めること。

### （提案の理由）

#### 現 状

- 特定家庭用機器再商品化法の対象機器の不法投棄が絶えず、市町村は対応に苦慮している。

#### 課 題

- 特定家庭用機器を廃棄する際にリサイクル料金を支払うことに対して負担感があり、不法投棄の原因の一つとなっている。

## 提案事項

### (2) ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正処理

- ① 使用中のP C B含有電気機器の使用廃止期限等の取扱いを明確にすること。
- ② 微量P C B混入電気機器の処分費用について中小企業者への負担軽減制度を創設すること。

### (提案の理由)

#### 現状

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（P C B特措法）では、P C B廃棄物（P C Bを含有する電気機器が廃棄物になったもの）を保管する事業者は、政令で定める期間内に当該P C B廃棄物を処分しなければならないとされているが、処分の期間を過ぎてなお使用中のP C B含有電気機器については、その取扱いが不明確である。
- 日本環境安全事業株（JESCO）で無害化処理が行われるP C B廃棄物（高濃度にP C Bを含むもの）については、中小企業者に対し処理費の7割軽減制度がある。しかし、微量P C B混入電気機器については、そのような処分費用の負担軽減制度がない。

#### 課題

- 平成24年12月のP C B特措法施行令の改正によりP C B廃棄物の処分の期間が延長されたが、使用中の電気機器については明確な使用廃止期間が定められておらず、P C B特措法の施行に支障を生じるおそれがある。
- 微量P C B混入電気機器を保管する事業者からは、P C Bの使用が法的に禁止された後において、微量とはいえP C Bが含まれている電気機器が存在するのは電気機器の製造上の問題であり、それを購入した事業者には何ら落ち度がないにもかかわらず、多額の処分費用を負担させられることに対する不満が極めて強い。

**提案事項****(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置**

市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、適切な予算を確保すること。

**(提案の理由)****現 状**

- 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度を活用しているが、平成23年度の廃棄物処理施設整備に係る交付金額は要望額の3分の1であったため、市町村等の財政計画に影響を及ぼした。  
また、平成25年度の交付金額も廃棄物処理施設に加えて浄化槽整備についても要望額を大きく下回る内示がなされ、今後、このような事態が繰り返されれば、市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽の整備計画に大きく支障を及ぼす可能性がある。

**課 題**

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のため、循環型社会形成推進交付金の適切かつ安定的な予算措置が講じられる必要がある。

**提案事項****(4) ごみ焼却施設の解体・撤去費用に係る支援措置の拡充**

ごみ処理広域化に伴う焼却施設の集約化のために既存の施設を廃止して解体・撤去のみを行う場合においても、市町村の負担を軽減するため循環型社会形成推進交付金の交付対象とする等の支援を行うこと。

**(提案の理由)****現 状**

- 本県では、国の通知に基づきダイオキシン類の削減対策やリサイクルの推進を目的に県下を6ブロックに区割りした「新岡山県ごみ処理広域化計画」を平成19年3月に策定し、市町村のごみ処理施設の広域・集約化を推進しているところである。

**課 題**

- 平成16年度から、解体後の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設の整備を行う場合に限り、ごみ焼却施設の解体・撤去費用に係る財政支援措置が創設されたが、解体工事のみを行う場合は、財政支援の対象となっていない。